

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系廃液脱塩器ベントドレン弁よりイオン交換樹脂の流出が認められたため、当該脱塩器の出口ストレーナを点検・修理	D	
2	1号機	廃棄物処理系床ドレン収集タンク出口サンプリング配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
3	1号機	非常用ディーゼル発電機（B）用燃料デイトンク室の出入口扉にドアノブ（内側）の外れが認められたため、当該扉を点検・修理	D	
4	1号機	タービン建屋床ドレンサンプ用導電率計に指示値不良が認められたため、当該導電率指示装置を点検・修理	D	
5	1号機	プロセス計算機室換気空調系空調機（B）の室内温度制御用温度スイッチに動作不良が認められたため、当該温度スイッチを点検・修理	D	
6	2号機	主発電機密封油装置非常用密封油ポンプの定例試験において、ポンプ出口逆止弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	3号機	活性炭ホールドアップ設備建屋の気体廃棄物処理装置用冷却水系配管の貫通シール部より、雨水の浸入が認められたため、当該シール部を点検・修理	D	
8	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）室換気空調系の差圧制御装置用ダンパ駆動部より異音が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	3号機	原子炉建屋燃料プール冷却浄化系熱交換器室の南東側壁面の塗装にひび（長さ：約10cm）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	3号機	原子炉建屋燃料プール冷却浄化系熱交換器室の天井（南東側）にコンクリートが欠落した穴（直径：約13cm、腐食鉄筋の露出）が認められたため、当該部を点検・修理及び対応検討	C	
11	3号機	1～4号機共用所内ボイラ（C）の点検において、加熱用電源供給母線接続用ケーブルの被覆（シリコン樹脂製）に亀裂（全216本中、10本）及び変圧器接続用ボルトに過熱跡が認められたため、対応検討	C	
12	4号機	不活性ガス系原子炉格納容器補給用窒素ガスの供給流量・圧力記録計に流量指示値不良が認められたため、当該流量測定装置を点検・修理	D	
13	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（A）の点検において、内面ライニングの剥離及びヒビ割れ並びにタンク内配管サポートの腐食が認められたため、当該ライニングを補修塗装及び配管サポートを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	所内用空気系原子炉建屋入口弁の下流側配管に腐食による針穴程度の貫通孔が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
15	6号機	廃棄物処理系使用済み材受タンク（B）の攪拌用空気入口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
16	6号機	主変圧器防災装置用放水弁の上流及び下流側接続配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
17	6号機	主タービン第3・4軸受振動及び回転数記録計に6時間毎の定時印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
18	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（B）排ガス1次セラミックフィルタ（A）用差圧計入口側検出元弁の点検において、弁体シート面に腐食が認められたため、当該弁を交換	D	
19	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（B）排ガス1次セラミックフィルタ（A）用差圧計出口側検出元弁の点検において、弁体シート面に腐食が認められたため、当該弁を交換	D	
20	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備用空気予熱器の着火バーナ用高圧電源ケーブル接続金具に折損（1箇所）及び変形（1箇所）が認められたため、当該金具を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで